

令和3年調布市教育委員会第7回定例会会議録

1. 日 時 令和3年7月21日午前10時00分～午前10時58分（0時間58分）

1. 場 所 教育会館3階 301～303研修室

1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治

教育長職務代理者 奈 尾 力

委 員 細 川 真 彦

委 員 福 谷 文 夫

委 員 榎 本 竹 伸

委 員 千 田 文 子

1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉

教育部副参事兼指導室長 所 水 奈

教 育 部 次 長 高 松 春 美

教 育 部 副 参 事 兼

指導室学校教育担当課長 高 橋 慎 一

教 育 部 副 参 事 兼

図 書 館 長 柏 原 公 毅

教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久

教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司

学 務 課 長 丸 山 義 治

学 務 課 主 幹 渡 辺 賢 治

指導室教育支援担当課長兼

教育相談所長 小 山 暢 子

指導室統括指導主事 濱 田 昌 也

指 導 室 副 主 幹 坂 口 昇 平

社 会 教 育 課 長 源 後 哲 郎

東 部 公 民 館 長 早 野 賢 二

東 部 公 民 館 副 館 長 鈴 木 秀 明

西 部 公 民 館 長 神 戸 聡

北 部 公 民 館 長 小 野 敏 希

図 書 館 主 幹 小 池 信 彦

図 書 館 副 館 長 長 崎 光 利

郷 土 博 物 館 長 福 澤 明

教科書調査運営委員会委員長 佐 藤 政 彦

1. 事務局出席者 教育総務課総務係長 清 水 菜々子

教育総務課総務係主任 泉 瀧 雅 樹

1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田 正 治

委 員 榎 本 竹 伸

〈会議に付した事件〉

議案第30号 令和4～6年度使用 調布市立中学校社会科歴史的分野教科用図書の採択について

議案第31号 令和4年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから令和3年調布市教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の説明のための職員及びその席につきましても、この定例会に限り、配布資料のとおりとしますので、御了承をお願いいたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

なお、日程第2による協議が決定した後、その内容を議案としまして、日程第3の前に追加し、審議する予定です。追加日程については、改めてお諮りいたします。

日程第1 令和3年調布市教育委員会第7回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 これより日程に入ります。日程第1、令和3年調布市教育委員会第7回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、榎本委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしくをお願いいたします。

日程第2 協議題

令和4～6年度使用 調布市立中学校社会科歴史的分野教科用図書の選定について

○大和田教育長 次に、日程第2、協議題に入ります。

令和4～6年度使用 調布市立中学校社会科歴史的分野教科用図書の選定について、協議いたします。

初めに、中学校社会科歴史的分野教科用図書採択の経緯について、所指導室長から説明をいただいた後、説明員として出席している佐藤教科書調査運営委員会委員長から、教科書調査運営委員会での意見を報告していただき、それに対する質疑を行った上で、採択する教科用図書を選定していきたいと思っております。このことについて御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、所指導室長から説明をお願いいたします。所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 それでは、私から中学校社会科歴史的分野の教科書の採択について経緯を御説明させていただきます。

来年度、令和4年度におきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、原則、令和3年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。

他方、中学校社会科歴史的分野、自由社、新しい歴史教科書につきましては、令和元年度の検定審査不合格となりましたが、教科用図書検定規則に基づく再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなりました。

このことを受け、令和3年度においては、先ほどの無償措置に関する法律の施行規則第6条第3号により、中学校社会科歴史的分野の教科書の採択替えを行うことも可能と示されたところです。

そこで、本年6月11日に、中学校長会に対して、自由社の教科書の調査研究を行い、令和4年度以降に使用する中学校社会科歴史的分野の教科書の採択替えについての意見を教科書調査運営委員会に報告するよう依頼いたしました。資料1の内容が各校の校長が調査研究を行った、社会科教員から聴取した意見を整理した資料となります。

また、資料1の補足資料といたしまして、昨年度の教科書採択の際に、教育委員の皆様から今年度使用している東京書籍株式会社の教科書について御意見いただいたものをまとめた資料もお配りさせていただいております。

なお、7月12日には教科書調査運営委員会を開催し、中学校長会から令和4年度以降に使用する中学校社会科歴史的分野の教科書の採択替えに係る意見の説明をいただきました。

本日は、教科書調査運営委員会の結果を踏まえ、同委員会としての意見の説明を佐藤運営委員長から御説明いただきます。

私からの説明は以上となります。

○大和田教育長 佐藤教科書調査運営委員会委員長。

○佐藤教科書調査運営委員会委員長 それでは、私から令和4年度以降に使用する中学校社会科歴史的分野に係る教科書について、調査運営委員会の意見を報告させていただきます。

現在、調布市立中学校におきましては、令和2年度に採択した中学校社会科歴史的分野、東京書籍株式会社の教科書を今年4月から使用しております。社会科の教員は、東京書籍の教科書を基に年間指導計画を立案し、3箇年の指導の継続性を踏まえつつ、教材研究を行いながら授業を行っているところです。

このような状況において採択替えをすることには、指導する教員及び歴史を学ぶ生徒に

も混乱を来すことも考えられることから、自由社への採択替えを行わず、昨年度採択した東京書籍株式会社の教科書を継続して使用したいという意見となりました。本意見については、7月12日の教科書調査運営委員会にて説明を行いました。有識者及び保護者の方からの質疑及び異議はなく、運営委員会として現在使用している教科書を継続して使用していきたいという旨を教育委員会にお諮りすることとなりました。

説明は以上となります。

○大和田教育長 ただいま、所指導室長並びに佐藤教科書調査運営委員会委員長から経過と調査の内容の報告をいただきました。委員の皆様方から質疑、意見があればお受けしたいと思います。よろしくお願いします。千田委員。

○千田委員 ありがとうございます。今、教科書調査運営委員会委員長からの御説明がありましたし、室長からの御説明もありましたけれども、学校現場は年間を見通して年間指導計画を作り、それに伴って評価の方法とか評定とか、いろいろな計画がここに付随してきて、それを大変御苦労しながら作成されてきているのだらうと思います。

それに伴ってもう指導が始まっているわけですので、今ここでまた新たな教科書をということでの混乱はやはり避けたほうがいいのだらうなと思います。特に、保護者の方々からも特に異論がなくということでありますならば、今までどおり、採択替えをせずにいくことに私は賛成したいと思います。

以上です。

○大和田教育長 ありがとうございます。ほかに質疑等ございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。今回の選定につきましては、佐藤教科書調査運営委員会委員長からの報告にあったとおり、調布市立中学校では、令和2年度に採択した中学校社会科歴史的分野、東京書籍株式会社の教科書を今年度4月から使用しており、各学校においては、既に採択された教科書に基づき、年間指導計画を立案し、3箇年の指導の継続性を踏まえつつ、教材研究を行いながら授業を行っております。委員の皆様からの御意見、今お1人から出ましたけれども、本件は原案どおり選定することとしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件は原案

に基づき選定することと決定いたしました。

令和4年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の選定について

○大和田教育長 それでは、令和4年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の選定について、協議いたします。

初めに、特別支援学級で使用する教科用図書の採択の趣旨等について、所指導室長から説明願います。その後、説明員として出席している佐藤教科書調査運営委員会委員長から、選定資料の概要についての説明と、それに対する質疑を行った上で、採択する教科用図書を選定いたしたいと思えます。このことについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、事務局から説明をお願いいたします。所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 それでは、特別支援学級の教科書採択に当たっての趣旨を説明いたします。

小学校及び中学校の教科書採択につきましては、学校教育法第34条により、小学校においては文部科学大臣の検定を経た教科書、または文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならないとされております。

また、中学校においては、小学校のこの規定を準用することとなり、小学校と同じく、文部科学大臣の検定を経た教科書、または文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならないとされています。

調布市立学校の特別支援学級は、知的障害の児童・生徒を対象としており、知的障害特別支援学校に準じた特別の教育課程を編成しています。この特別の教育課程を届け出ている特別支援学級の教科書採択は、学校教育法附則第9条により、先ほど申しあげました学校教育法の規定にかかわらず、条件を付けて一般図書を採択することができるかとされています。

この条件とは、まず文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮することとし、その上でこれら以外の一般図書を採択することが適当であると判断された場合とされています。

また、特別支援学級では、児童・生徒の障害の実態等に考慮する必要があること。また、絶版などにより供給不能となった一般図書を補い、有益と思われる図書について選択をし

ていく必要性があることから、毎年採択を行うこととなっております。

なお、7月12日の教科書調査運営委員会において、特別支援学級教科書調査委員長から、令和4年度に使用する特別支援学級の教科書採択に係る調査研究の御報告をいただきました。

本日は、教科書調査運営委員会の結果を踏まえ、佐藤運営委員長から御説明をいただきます。

説明は以上となります。

○大和田教育長 佐藤教科書調査運営委員会委員長。

○佐藤教科書調査運営委員会委員長 それでは、私から令和4年度に使用する調布市立小・中学校特別支援学級の教科書について、調査運営委員会の結果を報告いたします。

初めに、本日までの経過について御報告いたします。7月12日の教科書調査運営委員会において、特別支援学級教科書調査委員長から、資料2、補足資料にある各校からの調査研究報告書を基に、各学校の採択したい教科書を推薦していただきました。その後、保護者の方から御質問や御意見、有識者から御指導、御助言をいただきました。

保護者からの質問では、小学校1学年の教科書について、子どもの実態が分からない状態で、なぜ検定教科書以外の教科書の推薦が上がっているのかといった質問をいただきました。この御質問に対しては、該当する学校においては、これまでも1年生で検定教科書以外の教科書を使用し、どのような児童であっても理解を促すことができ、児童の実態に即して自作の教材を作成しながら指導を実施してきた実績等を踏まえ、検定教科書以外の教科書を推薦しております。

また、御意見として、子どもが特別支援学級に通っているが、先生方がどのように教科書を選んでいるのかを知ることができ、よかったという意見。先生たちが子どもの実態に合わせて教科書を考えてくれていることが分かってよかったという御意見をいただきました。

次に、有識者の先生からは、先ほどの小学1年生の教科書の採択のあり方に触れられ、学習のスタートラインである小学1年生は、検定教科書で指導していきながら、児童の実態を踏まえ、随所で必要な教材を活用しながら指導することも1つの選択肢であることの御助言をいただきました。

また、1年生の教科書は理解しやすい構成になっていること、デジタル教科書を活用すれば、視覚的にも理解を促すことができるなど、今後の教科書採択への展望も示していた

できました。さらには、児童・生徒一人一人がどのような学びをしてきたのかを理解するためには、学年が上がるにつれて、どのような教科書を使ってきたのかを蓄積していくことが必要であることの御指導をいただきました。

つきましては、市立学校特別支援学級において、保護者からの御質問、有識者からの御指導、御助言を踏まえながら、教育委員会と連携し、特別支援学級の充実を図ってまいります。

それでは、次に、令和4年度に使用する特別支援学級の教科書について報告いたします。運営委員会では、各学校から推薦があった教科書は、各校の児童・生徒の実態に即した教科書となっているとの意見で一致しました。そこで、市立学校特別支援学級において、別紙2のとおり、各学校からの推薦があった教科書を使用したい旨を教育委員会にお諮りすることとなりました。

説明は以上になります。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。ここで委員の皆様から質疑、意見等がございましたらお願いいたします。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。毎年採択をしているわけですが子ども、子どもたちの進級ごとの成長に合わせた、あるいは子どもの実態に合わせた教科書の選定ということで、適切に行われてきていると私は理解しているところでございます。今回も委員長おっしゃったとおり、各学校の児童・生徒の実態に応じた教科書の推薦がなされているということで安心したところでございます。

過去において、たしか絶版になっている教科書が推薦されたという経緯があったかと思えます。そういうことがないことを願っておりますけれども、子どもたちが使用するに当たって支障がないように、ぜひ御指導をまたいただきたいと思えます。

委員長の御説明にあったとおり、私はこの推薦本に同意したいと思えます。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、それぞれの児童・生徒の障害や理解の程度に応じて、さらには児童・生徒の特性に応じて使用する教科用図書を選定する必要があると考えております。また、事務局が課題として

捉えております一人一人の児童・生徒の実態に応じた教科用図書を選定することができるよう、教科用図書にかかわる調査研究を保護者の意見も参考にしながら継続的に取り組む必要があると捉えております。

今回の採択につきましては、今後の課題解決のための取り組みを踏まえながら、現状、児童・生徒と直接かかわっていらっしゃる担任の先生方の御意見を尊重することが最も重要であると判断されますことから、本件は原案どおり選定することといたしたいと思えます。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案に基づき選定することと決定いたしました。

協議結果の採択については、この後、改めて議案として上程いたしたいと思えます。これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、議案を作成するまでの間、しばらく休憩とさせていただきます。10時半まで暫時休憩とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○大和田教育長 それでは、再開いたします。

ここで事務局より追加で資料提出がありますので、追加日程及び追加議案を配布してください。

(資料配布)

○大和田教育長 それでは、再開いたします。

改めてお諮りいたします。この際、追加日程に記載しております議案第30号 令和4～6年度使用 調布市立中学校社会科歴史的的分野教科用図書の採択について、議案第31号 令和4年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、以上2件を日程第5として追加するとともに、他の議案に先駆け、ただいまから審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認め、そのように進めてまいります。

日程第5 議案

議案第30号 令和4～6年度使用 調布市立中学校社会科歴史的分野教科用図書の採択について

○大和田教育長 議案第30号 令和4～6年度使用 調布市立中学校社会科歴史的分野教科用図書の採択について、を議題といたします。初めに、事務局から提案理由の説明を願います。所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 議案第30号 令和4～6年度使用 調布市立中学校社会科歴史的分野教科用図書の採択について、説明いたします。

提案理由といたしましては、調布市教育委員会が令和4～6年度まで、調布市立中学校で使用する中学校社会科歴史的分野の教科用図書の採択を行うため、提案するものであります。

使用する教科用図書の案につきましては、裏面を御覧ください。

調布市教育委員会が採択を行う調布市立中学校社会科歴史的分野の東京書籍、新しい社会 歴史の教科用図書でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。特にございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決定いたしました。

議案第31号 令和4年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

○大和田教育長 次に、議案第31号 令和4年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。初めに、事務局から提案理由の説明

をお願いします。所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 議案第31号 令和4年度使用 調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、説明いたします。

提案理由といたしましては、調布市教育委員会が令和4年度の調布市立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択を行うため、提案するものでございます。

使用する教科用図書の案につきましては、別紙を御覧ください。

調布市教育委員会が採択を行う調布市立小・中学校特別支援学級の教科用図書の一覧で
ございます。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 それでは、質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決定いたしました。

ただいまをもちまして2件の採択が終了いたしました。採択に当たりましては、教科書調査運営委員会の佐藤委員長を始め、委員の皆様大変お骨折りをいただいたところ
でございます。誠にありがとうございました。教育委員会を代表して心からお礼を申しあげ
ます。関係者の皆様方には、佐藤委員長からくれぐれもよろしくお伝えいただくようお願い
申し上げます。

それでは、ここで佐藤教科書調査運営委員会委員長は公務の都合により退席いたします。
どうもありがとうございました。

(佐藤教科書調査運営委員会委員長退席)

○大和田教育長 それでは、議事を再開いたします。

日程第3 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第3、報告事項に入ります。報告事項をすべて報告いた
だいた後、一括質疑といたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、鈴木教育総務課長から、緊急事態宣言に伴う調布市教育委員会所管施設の臨時

休館等について報告を願います。鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 私からは、緊急事態宣言に伴う調布市教育委員会所管施設の臨時休館等について説明いたします。資料3の表を御覧ください。

表については、縦に教育委員会所管施設を記載し、横には緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出されました期間に応じて表記をしております。一番右端に記載の太枠囲いで表記しました7月12日月曜日からの緊急事態宣言における教育委員会所管施設の対応につきましては、これまでと同様に、市の対応方針を受け、市長部局の他の公共施設と歩調を合わせまして、7月11日日曜日までのまん延防止等重点措置における対応を継続することとしております。

今後の各施設の対応につきましては、国、東京都の動向、市の対応方針等を踏まえた上で検討していく予定でございます。

説明は以上でございます。

○大和田教育長 次に、関口教育総務課施設担当課長から、令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料4をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、7月10日現在の進捗状況の報告です。1ページから3ページまでが工事の一覧となっております。

表の備考欄に完了検査実施日を記載していますが、本日の定例会までに6件の工事が完了しました。

続きまして、前回の定例会以降、新たに契約した工事についてですが、2ページ、3ページを御覧いただきまして、2ページ、No.14から3ページ、No.21までの8件の工事となります。

契約しました工事の概要ですが、No.14からNo.16の3件は、富士見台小学校の体育館で工事を実施するもので、体育館の屋根、外壁及び内部の内装改修まで全面的な改修を行うほか、あわせて空調を整備する工事です。

No.17は、第二小学校の体育館に空調を整備する工事です。

No.18から3ページ、No.20の3件は、柏野小学校で給食室の改修を実施するものです。調理スペース拡充のため増築を行うとともに、アレルギー対応専用調理室も併せて整備いたします。

No.21は、若葉小学校の体育館で工事を実施するものです。若葉小学校における施設整備については、当初の計画案では既存の体育館及びプールを解体し、その跡地に体育館、プールを含む校舎の増築を実施する計画として準備をしていたところですが、最終案として、小学校に隣接する第四中学校の敷地を活用し、小学校と中学校の一体的な施設整備とする計画に修正したところです。本来であれば、今年度中に既存体育館の解体に着手する予定だったものが、全体計画の変更に伴い、既存体育館は今後もしばらくの間、使用することとなりましたので、一部破損等が発生している箇所について、部分的な補修、修繕といった内容の改修工事を実施するものです。

続きまして、4ページをお願いいたします。

No.1は、国領小学校体育館改修工事の状況です。解体作業に着手した状況で、体育館内部ではアリーナの床面を保護するため、ベニヤ板を敷き、床の養生作業を進めたほか、舞台設備の撤去作業を進めている状況です。

No.2は、富士見台小学校体育館改修工事の状況です。外壁の改修を行うため、体育館の外部に仮設足場の設置が始まった状況です。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、濱田指導室統括指導主事から、令和3年6月における市内小・中学校の事故等の報告について、調布市立学校の12～15歳の児童・生徒のワクチン接種について、以上2件の報告を願います。濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 初めに、資料5、令和3年6月における市内小・中学校の事故等について報告いたします。

6月の事故等の件数は、小学校9件、中学校1件、計10件です。

まず、小学校9件の詳細について御報告いたします。

1件目、6月10日、校庭、管理内、第1学年女子児童です。中休み、当該児童は鉄棒で前回りをして遊んでいた際、勢い余って落下し、顔面を地面に打ち付けました。中休みのとき校庭にいた教員が転落した児童を確認し、保健室に同行しました。養護教諭は負傷箇所の処置を行うとともに、副校長が保護者に連絡をしました。当該児童は保護者同行の下、病院で受診し、右の鼻上の切り傷の処置を受けました。

2件目、6月10日、体育館、管理内、第2学年男子児童です。体育、鬼遊びの活動中、当該児童は鬼から逃げている際に、右足の上履きが脱げそうになり、バランスを崩して転倒しました。当該児童は転倒した際、額を小窓のさくにぶつけ、額から出血をしました。

担任は当該児童のけがの状況を確認し、当該児童を保健室に向かわせました。養護教諭は応急処置を行い、保護者に連絡するとともに、教員同行の下、タクシーで病院に受診しました。当該児童は額の裂傷部分を3針縫合しました。

3件目、6月11日、通学路、管理外、第2学年男子児童です。帰宅後、当該児童は自転車に乗って走行していたところ、反対方向から来たタクシーと接触しました。当該児童は救急車で病院に搬送されましたが、CTの結果も特に異常が見られず、外傷もかすり傷程度で、特に問題なしと診断されました。

4件目、6月11日、校舎内の廊下、管理内、第2学年男子児童です。中休み、当該児童はつまずいて転倒し、柱に前頭部の左側を打ちました。当該児童は保健室に行き、状況を説明しました。養護教諭は患部を冷やして10分程度休ませ、当該児童に状況を確認したところ、大丈夫と返答があり、外に遊びに行きました。3時間目の授業中、当該児童は頭が痛いと訴え、保健室に行き、検温したところ、37.3度の発熱が見られました。副校長は保護者に連絡をするとともに、救急車を要請し、保護者及び教員同行の下、病院で受診しました。医者からは、意識もしっかりしていることから、異常なしとの診断を受け、保護者と一緒に帰宅をしました。

裏面をお願いします。5件目、6月11日、教室、管理内、第6学年男子児童です。昼休み、当該児童と他児童1人は、体を揺すり合って遊んでいました。他児童が手を離れた際、揺すっていた勢いで倒れて、左手を突きました。帰宅後、当該児童は痛みがあったので、保護者と一緒に病院で受診をしましたが、異常なしと診断されております。12日土曜日、当該児童はまだ痛みがあったため、保護者と一緒に別の病院で受診し、左手親指の付け根の部分の骨折と診断されております。

6件目、6月15日、昇降口、管理内、第2学年男子児童です。当該児童は登校して、昇降口で並んでいたところ、後ろから友達に押され、バランスを崩して地面に左手を突きました。養護教諭が患部を確認したところ、腫れがあり、痛みで手が挙げられない状況であったことから、保護者に連絡をするとともに、養護教諭同行の下、タクシーで病院に向かいました。当該児童は上腕外顆骨折と診断され、16日に手術を受け、18日に退院しております。

7件目、6月16日、昇降口、管理内、第1学年男子児童です。給食後、当該児童は教室を出て、昇降口にあるスロープの上に乗る、バランスを崩して前に倒れ、地面に頭に打ち付けました。校長は救急車を要請し、当該児童は養護教諭同行の下、病院で受診し、異常

なしを診断されました。

8件目、6月18日、校庭、管理内、第5学年男子児童です。クラブ活動の時間、当該児童はボールを蹴ったところ転倒し、左手を地面につきました。指導者が当該児童の様子を確認したところ、手首にはれが見られたため、保健室に同行しました。養護教諭は保護者に連絡をするとともに、救急車を要請しました。当該児童は保護者同行の下、病院で受診し、左手首の骨折と診断され、処置を受けました。

9件目、6月18日、校庭、管理内、第6学年男子児童です。体育の時間、当該児童は後ろ向きで走っていたところ転倒し、地面に左手を突きました。当該児童は保健室に行き、養護教諭に状況を説明しました。養護教諭は保護者に連絡し、当該児童は保護者同行の下、病院で受診しました。当該児童は左手首の骨折と診断され、処置を受けました。

続いて、中学校の1件について詳細を報告いたします。

6月5日、校庭、管理内、第3学年男子生徒です。体育大会の代表リレーの走行中、当該生徒は突然走れなくなりました。養護教諭は救護席でケガの状況を確認し、保護者に連絡をするとともに、救急車を要請しました。当該生徒は保護者同行の下、病院で受診し、股関節の剥離骨折と診断され、処置を受けました。

報告は以上です。

続きまして、資料6、調布市立学校の12～15歳の児童・生徒のワクチン接種について報告いたします。

調布市では7月28日水曜日から8月10日火曜日までの間、調布市駅前広場診療所にて、12歳以上のワクチン接種の1回目が始まります。このことを受け、文部科学省の文書を基に、学校において児童・生徒及び保護者に指導並びに周知しておく必要がある事項について、裏面の資料を基に学校において指導等を行いました。

裏面をお願いいたします。学校からは、児童・生徒及び保護者に対して、1、接種は強制でないこと、2、差別やいじめなどが起きることのないよう指導すること、3、欠席扱いにならないことを周知いたしました。

なお、1回目の後半に接種する場合は、2学期の始業式、8月27日、30日、31日が2回目の接種に当たり、授業日となることから、欠席にならないことも指導しております。

表にお戻りください。5、接種に当たっての学校の対応となります。7月7日、実施する旨を定例校長会に周知いたしました。15日、裏面内容について、各小・中学校校長会にて説明いたしました。16日、指導室から事務連絡を発出してあります。なお、7月19、ま

たは20日において各学校から当該学年の全児童・生徒に配布及び指導を行っております。

なお、保護者の方から1件お問い合わせをいただいております。8月後半から移動教室があり、副反応が出た場合、出席できない、どうすればよいかといった質問をいただきました。接種の意思を確認させていただくとともに、予約日になるべく早い日程を予約するよう助言をしているところでございます。

報告は以上です。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方はお願いいたします。千田委員。

○千田委員 確認なのですが、資料3です。今、緊急事態宣言が8月22日までということで、イメージ的には緊急事態宣言が出ると臨時休館になるとかというのがまだ頭のどこかであって、今も公民館などは休館なのではないかと思われる人も私だけではなくて、いるのではないかと思うのですけれども、この表を見ますと、公民館も図書館も、それから郷土博物館なども、制限はあるものの、活動している、開館しているということで、夏休みに入って、親子で何か教室をとる場合には、受け入れていただけるという確認でよろしいのでしょうか。

○大和田教育長 鈴木教育総務課長。

○鈴木教育総務課長 この間、緊急事態宣言の対応ということでお示ししております、同じ緊急事態宣言でも、各施設、その時期によって対応は異なっております。これにつきましては、その時々の方針を踏まえた市の対応方針を受けまして、基本的には市長部局の他の施設と足並みをそろえた形で制限や施設の利用ということで対応させていただいているところです。

また、施設の利用につきましては、まず登録して利用していただいている方については急な御案内になりますので、各施設も電話連絡など丁寧な対応をするとともに、ホームページで公開して、案内について一般的に広くお知らせしているような状況でございます。

また、各施設の事業につきましても、これから夏休みに入るということもありますので、子ども向けの事業であったり、様々な事業について実施をしている状況でございます。ただ、コロナ禍の状況でございますので、定員だとか、あと感染症対策ということを徹底しながら、安全に利用していただくような形で今、各施設ともに対応しているような状況でございます。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 ありがとうございます。ちょっとほっとしたかなと思います。夏休みに入って、オリンピックはあるものの、家でテレビをとということで、あとは子どもたちが行くところが本当になくて、いつもの夏休みでしたらば、親子何とか教室がいろいろなところで行われていたのですけれども、それがほとんどなくなっているようです。調布市の公民館とか博物館などが、こうして規制はあるものの、少しでも夏休みの子どもの行き場所として確保していただけているというので、うれしいです。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかにございませんか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 プールが使えないというのは大変残念なわけなのですけれども、去年も夏休みにできませんでした。これで2年続けてできない。学習も気温との関係で一回も水に入っていない子どもたちも出ているのではないかと心配するわけですが、夏休み中のプールの管理はどうなっているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○大和田教育長 はい、濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 まず、夏季休業中の水泳指導についてお話をしたほうがよろしいかと思しますので、私からお話しさせていただきます。

緊急事態宣言の期間中におきましては、夏休みにおける、いわゆる学校で行う水泳指導は中止としております。マスクを外すことから、やはり感染症対策の徹底といったところでリスクを伴うということで中止としておりますので、この間、水泳をすることができませんので、管理についてはそういう状況になるかと思います。

○大和田教育長 プールの管理の御質問に対しては何かありますか。

○奈尾教育長職務代理者 水の循環器の運転は、夏休み中ずっとされるのでしょうか。

○大和田教育長 関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 多くの学校で1学期までが水泳指導で使うということで伺っておりますので、水泳指導等が終わった段階で循環器は停止という形になります。ただ、一部の小学校と、中学校ではまだ2学期でも使用すると伺っておりますので、その間については、循環ろ過器は夏休み中動かした状況で、塩素の注入ですとか、そういったところの管理は学校にお願いしているという状況になります。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。1学期の水泳指導が十分に行われていないことによって、例えば事態が好転して、9月に水泳指導を行いたいというところが

出た場合、教育課程の変更届を市に出さなければいけないかと思うのですが、そういった場合の対応、今、課長がおっしゃった1学期でおしまいのところはもう止めてしまうと、再開するのに、これまた手間等、かびとか、藻とか、そういうので使用ができなくなるかなと思うのです。そこら辺りの循環器の運転については、何か御指導が各学校に対してあったのでしょうか。

○大和田教育長 関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 緊急事態宣言下に伴って、一部制限が加わった状況で、その後のプール使用についてどうしていくのですかといったことでは、特段、こちらから学校に問い合わせた状況ではありません。ただ、1校の小学校から、当初の計画では1学期で水泳授業を終わらせるのだけれども、2学期にやりたいと言ったときに、どのような対応が取れますかというところでの御相談をいただいた件がありました。そのときにお答えしたのは、基本的には休み中については、やはり学校で適正に管理をしてください。その上で、万が一、藻が発生したとか、そういった事態になったときには、そこは臨機応変に考えていきますということで、学校にはお申し出をしたのですけれども、最終的には予定をしていた授業数が確保できたので、1学期で終了するというところで報告を伺いましたので、その件については1学期で終わっているという状況になります。ほかの学校から2学期に変えるとかというところでは、今相談は受けていない状況でありますので、基本は当初の計画どおり、1学期で終了する予定だったところはすべて終了という認識で今いるところです。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。使用できないのにプールの改修が行われたり、とてもきれいになっているのに使用できないというのはちょっと残念だなというように、費用対効果を考えるともったいない話だなと思うのが1つと、この時期の運動としては、水泳は最適な運動だと私は思うものですから、9月になってももし状況に変化があれば、恐らく学校においては、そういうところも出てくるかなと思ったものですから、お伺いいたしました。理解いたしました。ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。福谷委員。

○福谷委員 事故等の報告ですけれども、夏休みに入って各学校の管理外になるかもしれませんが、この辺の事故の把握みたいなのは、夏休み中もそういう報告が入ってくるのか。あるいは、この前見ていましたら、調布はコロナの感染が多摩地域の中でも4位ぐら

いまで入ってしまった、調布市で1日に23人感染とかというニュースを聞いたのですけれども、小・中学生の感染の状況を教育委員会で掌握したり、連絡が入るようなことがあるのでしょうか。

○大和田教育長 濱田指導室統括指導主事。

○濱田指導室統括指導主事 まず初めに、交通事故等の報告ですが、保護者の方から学校に連絡が行くようになります。ただし、8月の学校閉庁日に関しましては職員がいますので、教育委員会に連絡をいただいて、こちらのほうが、緊急がある場合は対応して、校長等につなぐといった形で体制は整えております。

○大和田教育長 丸山学務課長。

○丸山学務課長 新型コロナウイルス感染についても、通常は学校で先生が出勤をしていらっしゃる。出勤していない場合については留守電等、または新たに開業されたときに学校に報告いただいて、学校から我々に情報をいただくというところです。これについては、児童・生徒が登校していないことを踏まえた中でそういう対応をさせていただくという形になります。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。それでは、ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

日程第4 諸報告

○大和田教育長 次に、日程第4、諸報告に入ります。

諸報告については、お手元の資料7から9となりますが、事務局からの説明は省略いたします。

これから諸報告全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見のある方、お願いいたします。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 特に質疑、意見がないようですので、以上で諸報告を終わります。

以上で今定例会に付されました案件はすべて終了いたしました。

これにて令和3年調布市教育委員会第7回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員